

第16回

旭市都市計画審議会 議案書

日時 令和3年5月28日(金) 午前10時00分～

場所 旭市役所3階政策決定室

旭市都市計画審議会

第16回旭市都市計画審議会諮問及び付議案件

議案第1号 旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）

議案第2号 八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）

議案第3号 旭都市計画道路（旭市決定）の変更について（付議）

議案第1号

旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）

標記について、旭市長から別添のとおり当会に諮問されたので審議を求めらる。

令和3年5月28日 提出

旭市都市計画審議会
会 長 島田 和幸

旭都第80号の1
令和3年5月10日

旭市都市計画審議会 様

旭市長 明智 忠直



旭都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）

標記の件につきまして、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法
第19条第1項の規定により諮問します。

旭都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

都市計画道路中 3・6・20号銚子連絡道路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線 街路	3・6・20	銚子連絡 道路線	旭市 川口 字入道内	旭市 イ 字孫田	旭市 井戸野 字新野場	約 7,700 m		2車線	9.5 m		
			旭市 川口 字入道内	旭市 西足洗 字高塚		約 6,480 m	嵩上式	9.5～ 54.6 m			
						約 1,220 m	地表式		9.5～ 34.7 m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

銚子連絡道路線の延伸整備に伴い、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。

理由書

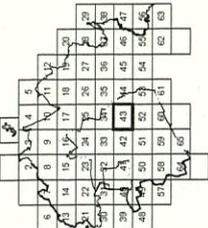
銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・20号銚子連絡道路線を追加する。

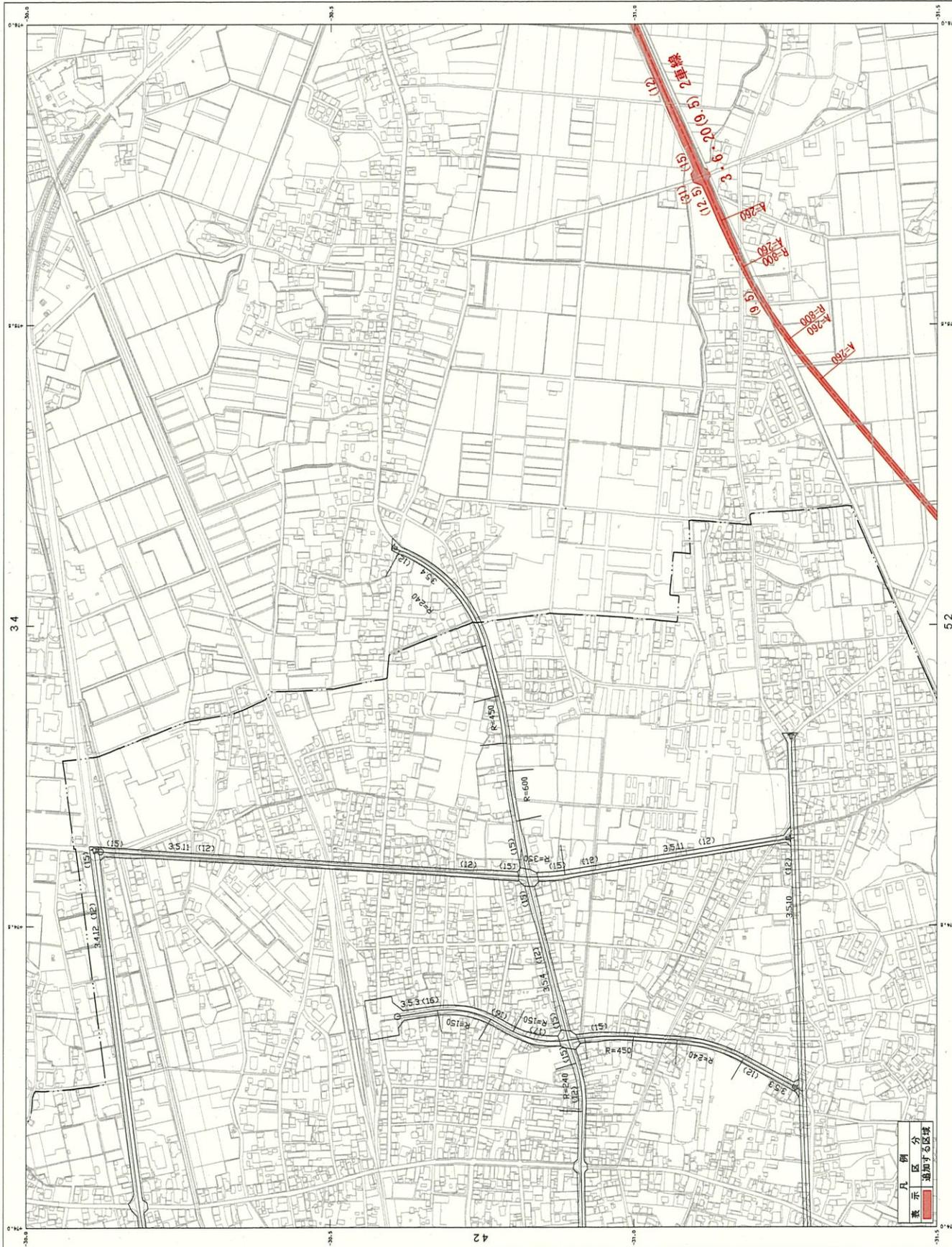
旭市地形图 43

計画図NO.43 (1/6)

1:2,500 国土基本图
IX-LF 082



<p>1. 道路</p> <p>1-1 国道</p> <p>1-2 主要地方道</p> <p>1-3 一般地方道</p> <p>1-4 市道</p> <p>1-5 町道</p> <p>1-6 村道</p> <p>1-7 未定线</p> <p>1-8 踏切</p> <p>1-9 踏切待避线</p> <p>1-10 踏切待避线</p> <p>1-11 踏切待避线</p> <p>1-12 踏切待避线</p> <p>1-13 踏切待避线</p> <p>1-14 踏切待避线</p> <p>1-15 踏切待避线</p> <p>1-16 踏切待避线</p> <p>1-17 踏切待避线</p> <p>1-18 踏切待避线</p> <p>1-19 踏切待避线</p> <p>1-20 踏切待避线</p> <p>1-21 踏切待避线</p> <p>1-22 踏切待避线</p> <p>1-23 踏切待避线</p> <p>1-24 踏切待避线</p> <p>1-25 踏切待避线</p> <p>1-26 踏切待避线</p> <p>1-27 踏切待避线</p> <p>1-28 踏切待避线</p> <p>1-29 踏切待避线</p> <p>1-30 踏切待避线</p> <p>1-31 踏切待避线</p> <p>1-32 踏切待避线</p> <p>1-33 踏切待避线</p> <p>1-34 踏切待避线</p> <p>1-35 踏切待避线</p> <p>1-36 踏切待避线</p>	<p>2. 河川</p> <p>2-1 河川</p> <p>2-2 河川</p> <p>2-3 河川</p> <p>2-4 河川</p> <p>2-5 河川</p> <p>2-6 河川</p> <p>2-7 河川</p> <p>2-8 河川</p> <p>2-9 河川</p> <p>2-10 河川</p> <p>2-11 河川</p> <p>2-12 河川</p> <p>2-13 河川</p> <p>2-14 河川</p> <p>2-15 河川</p> <p>2-16 河川</p> <p>2-17 河川</p> <p>2-18 河川</p> <p>2-19 河川</p> <p>2-20 河川</p> <p>2-21 河川</p> <p>2-22 河川</p> <p>2-23 河川</p> <p>2-24 河川</p> <p>2-25 河川</p> <p>2-26 河川</p> <p>2-27 河川</p> <p>2-28 河川</p> <p>2-29 河川</p> <p>2-30 河川</p> <p>2-31 河川</p> <p>2-32 河川</p> <p>2-33 河川</p> <p>2-34 河川</p> <p>2-35 河川</p> <p>2-36 河川</p>	<p>3. 地物</p> <p>3-1 地物</p> <p>3-2 地物</p> <p>3-3 地物</p> <p>3-4 地物</p> <p>3-5 地物</p> <p>3-6 地物</p> <p>3-7 地物</p> <p>3-8 地物</p> <p>3-9 地物</p> <p>3-10 地物</p> <p>3-11 地物</p> <p>3-12 地物</p> <p>3-13 地物</p> <p>3-14 地物</p> <p>3-15 地物</p> <p>3-16 地物</p> <p>3-17 地物</p> <p>3-18 地物</p> <p>3-19 地物</p> <p>3-20 地物</p> <p>3-21 地物</p> <p>3-22 地物</p> <p>3-23 地物</p> <p>3-24 地物</p> <p>3-25 地物</p> <p>3-26 地物</p> <p>3-27 地物</p> <p>3-28 地物</p> <p>3-29 地物</p> <p>3-30 地物</p> <p>3-31 地物</p> <p>3-32 地物</p> <p>3-33 地物</p> <p>3-34 地物</p> <p>3-35 地物</p> <p>3-36 地物</p>	<p>4. 境界</p> <p>4-1 境界</p> <p>4-2 境界</p> <p>4-3 境界</p> <p>4-4 境界</p> <p>4-5 境界</p> <p>4-6 境界</p> <p>4-7 境界</p> <p>4-8 境界</p> <p>4-9 境界</p> <p>4-10 境界</p> <p>4-11 境界</p> <p>4-12 境界</p> <p>4-13 境界</p> <p>4-14 境界</p> <p>4-15 境界</p> <p>4-16 境界</p> <p>4-17 境界</p> <p>4-18 境界</p> <p>4-19 境界</p> <p>4-20 境界</p> <p>4-21 境界</p> <p>4-22 境界</p> <p>4-23 境界</p> <p>4-24 境界</p> <p>4-25 境界</p> <p>4-26 境界</p> <p>4-27 境界</p> <p>4-28 境界</p> <p>4-29 境界</p> <p>4-30 境界</p> <p>4-31 境界</p> <p>4-32 境界</p> <p>4-33 境界</p> <p>4-34 境界</p> <p>4-35 境界</p> <p>4-36 境界</p>	<p>5. 注記</p> <p>5-1 注記</p> <p>5-2 注記</p> <p>5-3 注記</p> <p>5-4 注記</p> <p>5-5 注記</p> <p>5-6 注記</p> <p>5-7 注記</p> <p>5-8 注記</p> <p>5-9 注記</p> <p>5-10 注記</p> <p>5-11 注記</p> <p>5-12 注記</p> <p>5-13 注記</p> <p>5-14 注記</p> <p>5-15 注記</p> <p>5-16 注記</p> <p>5-17 注記</p> <p>5-18 注記</p> <p>5-19 注記</p> <p>5-20 注記</p> <p>5-21 注記</p> <p>5-22 注記</p> <p>5-23 注記</p> <p>5-24 注記</p> <p>5-25 注記</p> <p>5-26 注記</p> <p>5-27 注記</p> <p>5-28 注記</p> <p>5-29 注記</p> <p>5-30 注記</p> <p>5-31 注記</p> <p>5-32 注記</p> <p>5-33 注記</p> <p>5-34 注記</p> <p>5-35 注記</p> <p>5-36 注記</p>
--	---	---	---	---



IX-LF 082

議案第2号

八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更について（諮問）

標記について、旭市長から別添のとおり当会に諮問されたので審議を求めらる。

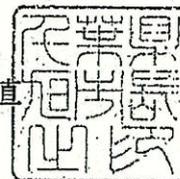
令和3年5月28日 提出

旭市都市計画審議会
会 長 島 田 和 幸

旭都第80号の2
令和3年5月10日

旭市都市計画審議会 様

旭市長 明智 忠直



八日市場都市計画道路（銚子連絡道路・千葉県決定）の変更
について（諮問）

標記の件につきまして、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法
第19条第1項の規定により諮問します。

八日市場都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

都市計画道路中 3・6・9号銚子連絡道路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・6・9	銚子連絡道路線	匝瑳市 時曾根 字槇ノ内	匝瑳市 川向 字後野	匝瑳市 八日市場イ 字大塚	約 8,710 m			2車線	9.5 m		
			匝瑳市 時曾根 字下ノ谷	匝瑳市 川向 字後野		約 8,460 m		嵩上式		9.5～ 51.1 m		
		構造形式の内訳				約 250 m	地表式			9.5 m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の区域を延長する。

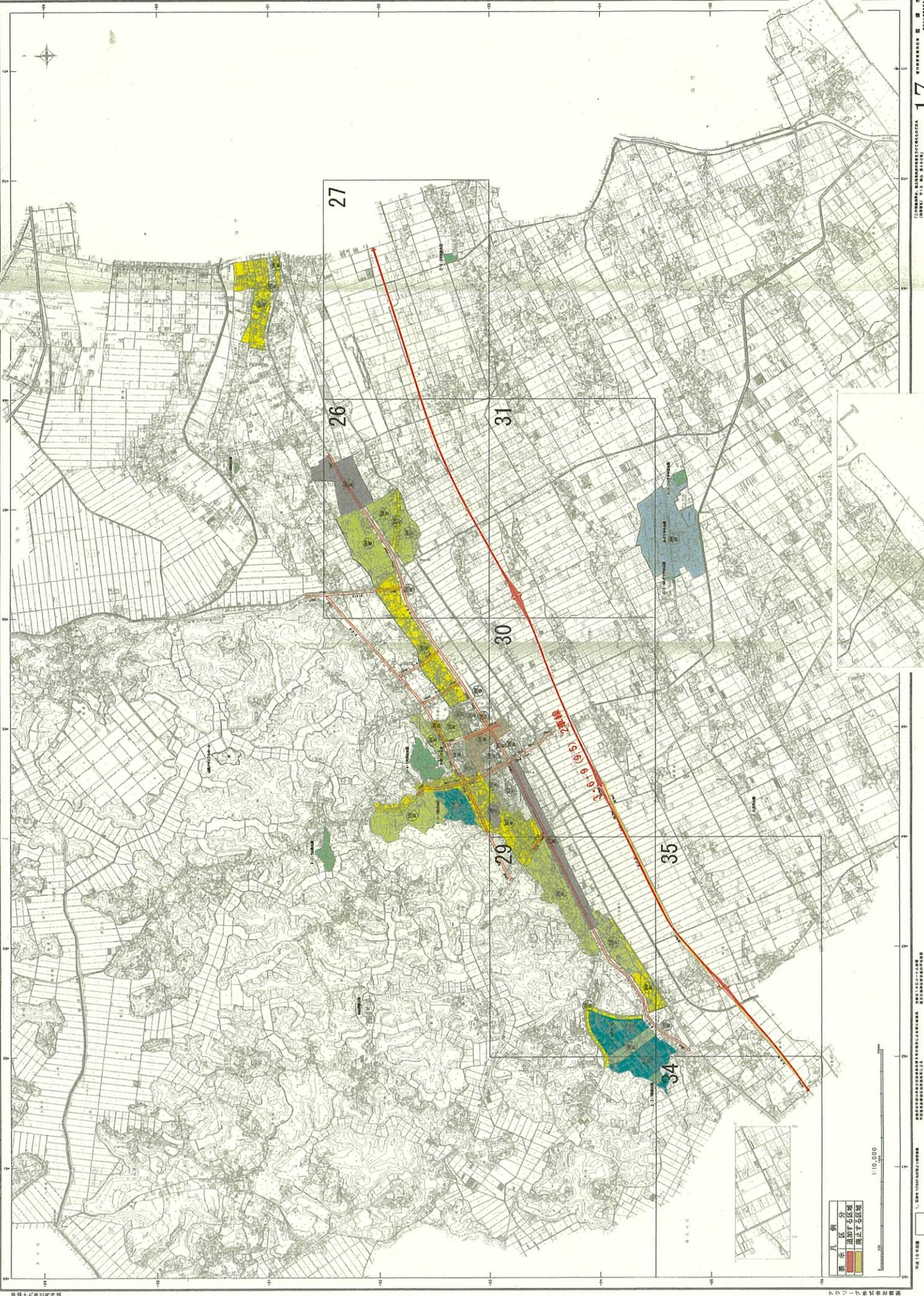
また、銚子連絡道路の事業の進捗に伴い、交通の安全性の確保を図るため、構造及び線形を変更する。

理由書

銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約30kmの地域高規格道路であり、山武・東総地域の道路ネットワークの骨格を形成する主要な幹線道路として、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や東京湾アクアラインなどの高規格幹線道路等と一体となって、首都圏をはじめとする各地域との交流・連携の促進等により、当該地域の活性化に寄与する道路である。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に向けて、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の匝瑳市横須賀地先から匝瑳市川向地先までの区間について、区域を延長する。

また、銚子連絡道路（横芝光町～匝瑳市間）のうち、都市計画道路3・6・9号銚子連絡道路線の匝瑳市時曾根地先から匝瑳市横須賀地先の県道八日市場野栄バイパスまでの区間について、事業の進捗に伴い、農耕車等の安全な通行の確保を図るため、構造形式を地表式から嵩上式にし、併せて線形の変更を行う。



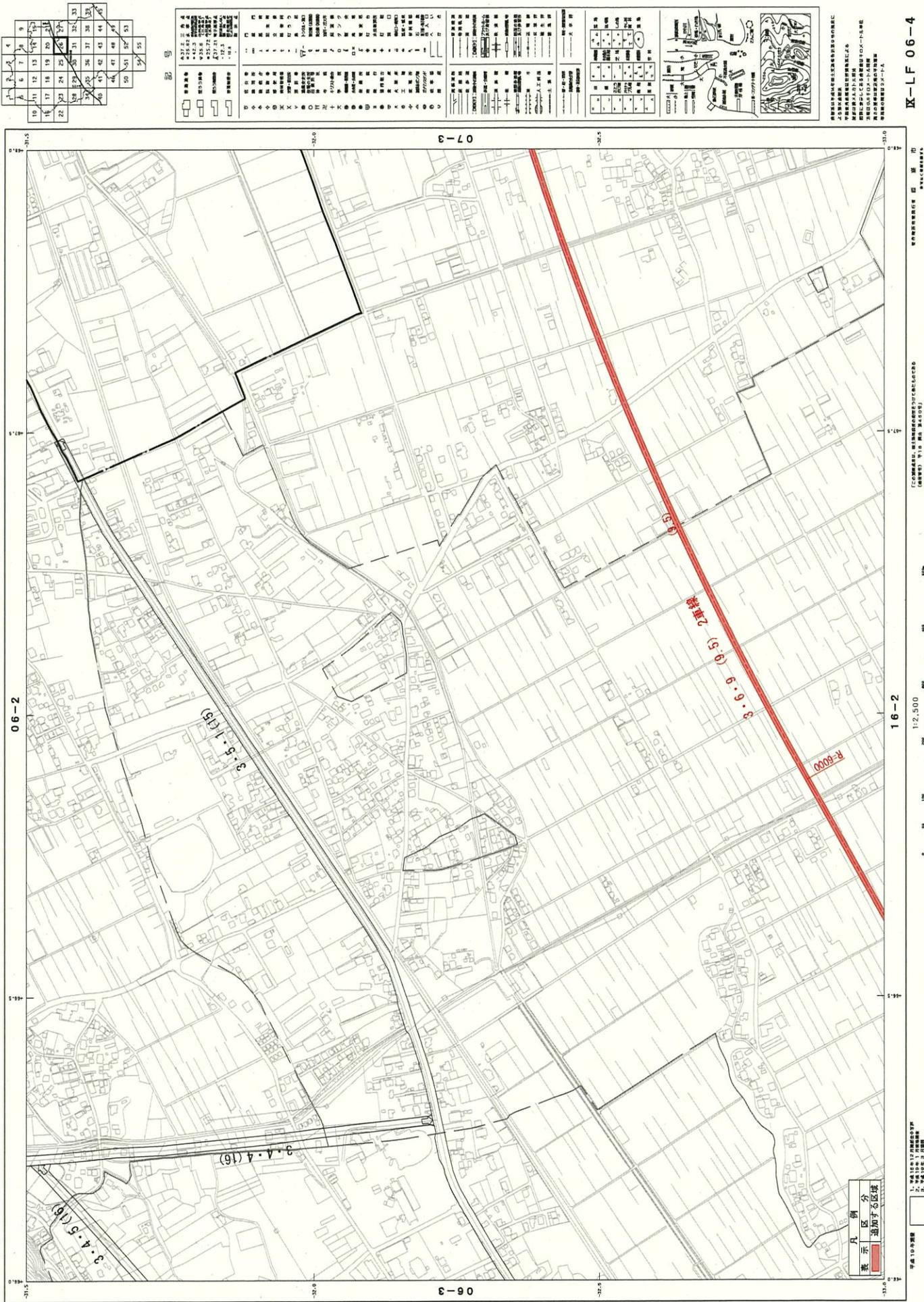
區分	表示
線路	線路
規定	規定

1:10,000

圖例說明：1. 線路 2. 規定 3. 規定 4. 規定 5. 規定 6. 規定 7. 規定 8. 規定 9. 規定 10. 規定 11. 規定 12. 規定 13. 規定 14. 規定 15. 規定 16. 規定 17. 規定 18. 規定 19. 規定 20. 規定 21. 規定 22. 規定 23. 規定 24. 規定 25. 規定 26. 規定 27. 規定 28. 規定 29. 規定 30. 規定 31. 規定 32. 規定 33. 規定 34. 規定 35. 規定 36. 規定 37. 規定 38. 規定 39. 規定 40. 規定 41. 規定 42. 規定 43. 規定 44. 規定 45. 規定 46. 規定 47. 規定 48. 規定 49. 規定 50. 規定 51. 規定 52. 規定 53. 規定 54. 規定 55. 規定 56. 規定 57. 規定 58. 規定 59. 規定 60. 規定 61. 規定 62. 規定 63. 規定 64. 規定 65. 規定 66. 規定 67. 規定 68. 規定 69. 規定 70. 規定 71. 規定 72. 規定 73. 規定 74. 規定 75. 規定 76. 規定 77. 規定 78. 規定 79. 規定 80. 規定 81. 規定 82. 規定 83. 規定 84. 規定 85. 規定 86. 規定 87. 規定 88. 規定 89. 規定 90. 規定 91. 規定 92. 規定 93. 規定 94. 規定 95. 規定 96. 規定 97. 規定 98. 規定 99. 規定 100. 規定

匝瑳市地形図 26

1:2,500 国土基本図
IX-LF 06-4

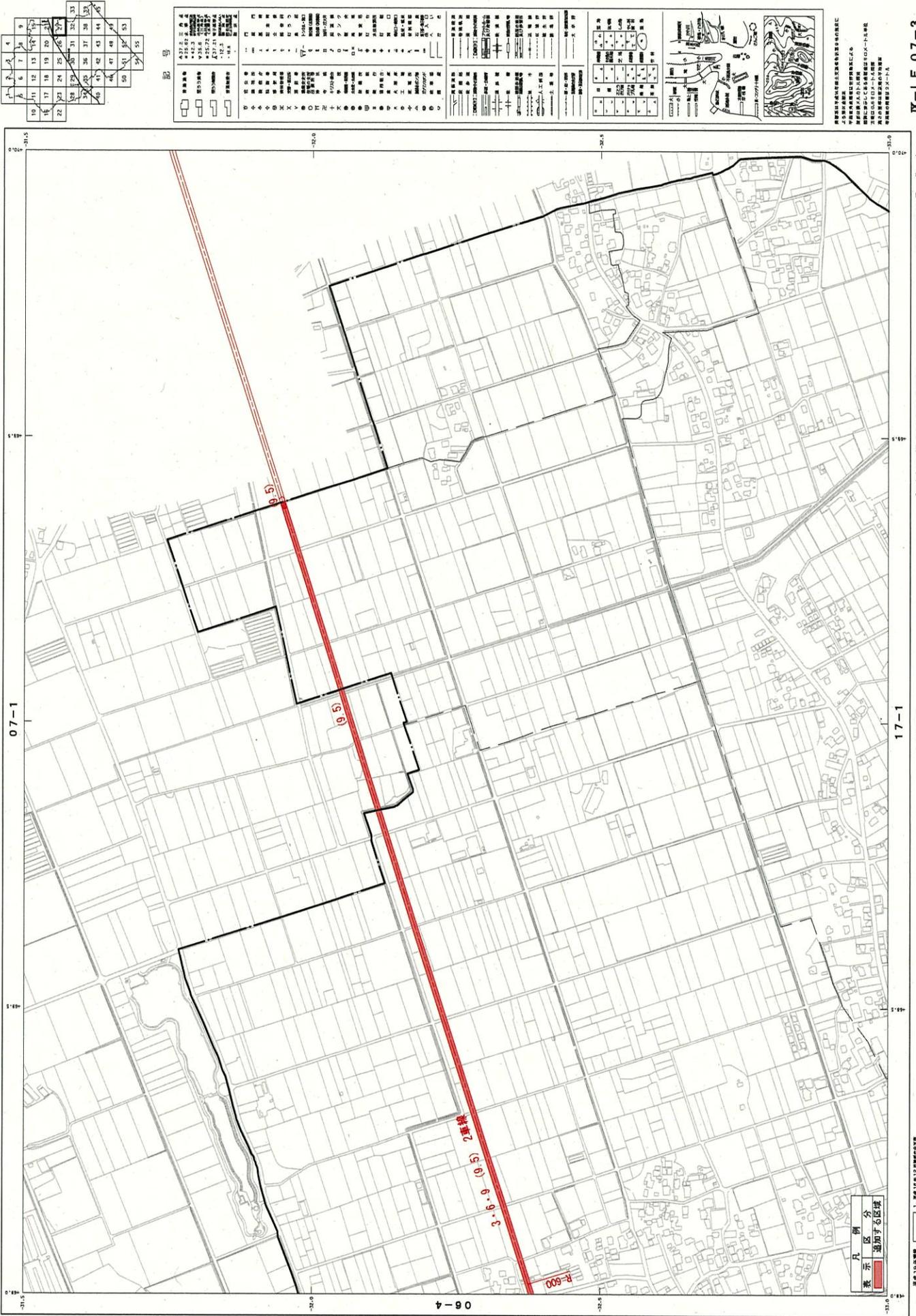


1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

匝瑛市地形図 27

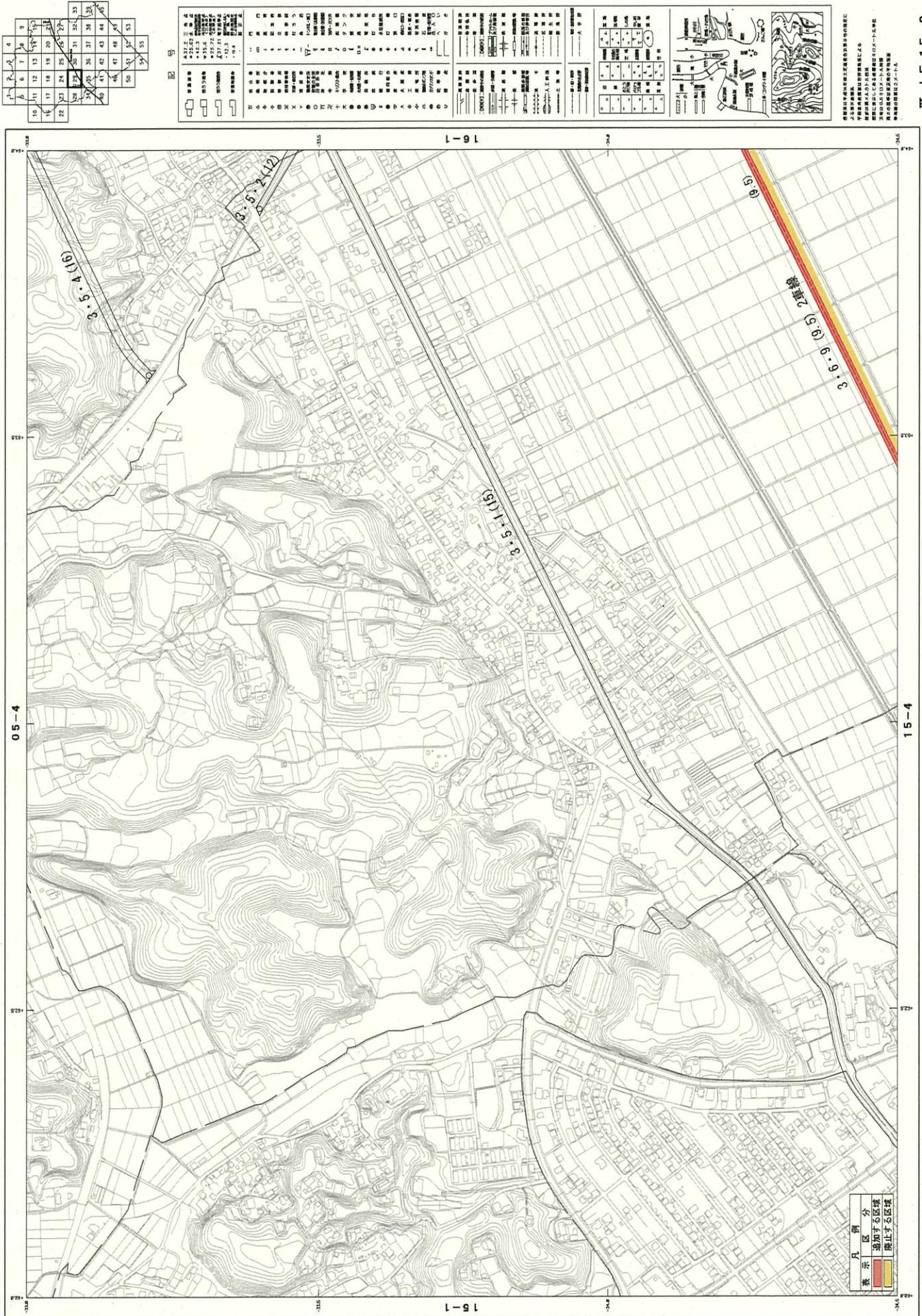
1:2,500 国土基本図
IX-LF 07-3



IX-LF 07-3

匝瑳市地形図 29

1:2,500 国土基本図
IX-LF 15-2



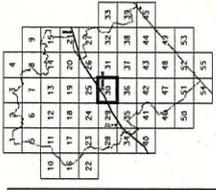
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55

記号

○	200m以上の標高
○	100m以上の標高
○	50m以上の標高
○	20m以上の標高
○	10m以上の標高
○	5m以上の標高
○	2m以上の標高
○	1m以上の標高
○	0.5m以上の標高
○	0.2m以上の標高
○	0.1m以上の標高
○	0.05m以上の標高
○	0.02m以上の標高
○	0.01m以上の標高
○	0.005m以上の標高
○	0.002m以上の標高
○	0.001m以上の標高
○	0.0005m以上の標高
○	0.0002m以上の標高
○	0.0001m以上の標高
○	0.00005m以上の標高
○	0.00002m以上の標高
○	0.00001m以上の標高
○	0.000005m以上の標高
○	0.000002m以上の標高
○	0.000001m以上の標高
○	0.0000005m以上の標高
○	0.0000002m以上の標高
○	0.0000001m以上の標高
○	0.00000005m以上の標高
○	0.00000002m以上の標高
○	0.00000001m以上の標高
○	0.000000005m以上の標高
○	0.000000002m以上の標高
○	0.000000001m以上の標高
○	0.0000000005m以上の標高
○	0.0000000002m以上の標高
○	0.0000000001m以上の標高
○	0.00000000005m以上の標高
○	0.00000000002m以上の標高
○	0.00000000001m以上の標高

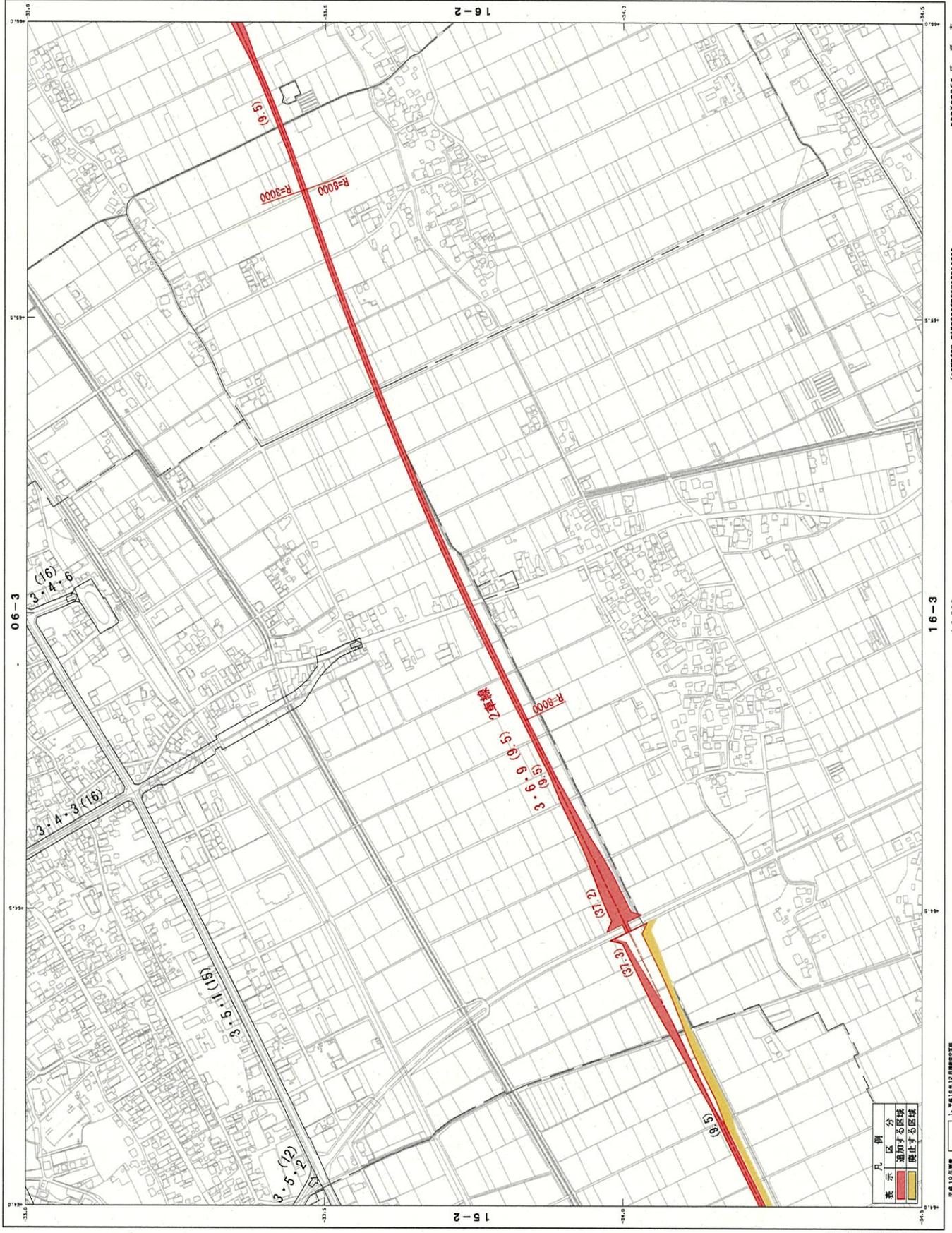
区画市地形図 30

1:2,500 国土基本図
IX-LF 16-1



記号

1	境界線	境界線	境界線
2	境界線	境界線	境界線
3	境界線	境界線	境界線
4	境界線	境界線	境界線
5	境界線	境界線	境界線
6	境界線	境界線	境界線
7	境界線	境界線	境界線
8	境界線	境界線	境界線
9	境界線	境界線	境界線
10	境界線	境界線	境界線
11	境界線	境界線	境界線
12	境界線	境界線	境界線
13	境界線	境界線	境界線
14	境界線	境界線	境界線
15	境界線	境界線	境界線
16	境界線	境界線	境界線
17	境界線	境界線	境界線
18	境界線	境界線	境界線
19	境界線	境界線	境界線
20	境界線	境界線	境界線
21	境界線	境界線	境界線
22	境界線	境界線	境界線
23	境界線	境界線	境界線
24	境界線	境界線	境界線
25	境界線	境界線	境界線
26	境界線	境界線	境界線
27	境界線	境界線	境界線
28	境界線	境界線	境界線
29	境界線	境界線	境界線
30	境界線	境界線	境界線
31	境界線	境界線	境界線
32	境界線	境界線	境界線
33	境界線	境界線	境界線



凡例

表示	区画	分
表示	追加する区域	
表示	廃止する区域	

1:2,500 国土基本図
IX-LF 16-1
15-2
16-2
06-3
16-3
1:2,500



議案第3号

旭都市計画道路（旭市決定）の変更について（付議）

標記について、旭市長から別添のとおり当会に付議されたので審議を求めらる。

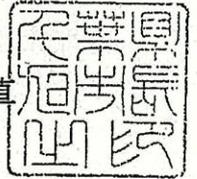
令和3年5月28日 提出

旭市都市計画審議会
会 長 島田 和幸

旭 都 第 7 9 号
令和 3 年 5 月 1 0 日

旭市都市計画審議会 様

旭市長 明智 忠直



旭都市計画道路（旭市決定）の変更について（付議）

標記の件につきまして、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法
第 1 9 条第 1 項の規定により付議します。

旭都市計画道路の変更（旭市決定）

都市計画道路中 3・4・19号谷丁場遊正線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な經過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・19	谷丁場遊正線	旭市 鎌数 字川西三番	旭市 井戸野 字新野場	旭市 鎌数 字川西一番	約 3,460 m	地表式	2車線	16 m	JR総武本線との立体交差1箇所 幹線街路3・6・20号銚子連絡道路線と 立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、銚子連絡道路に接続する都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線の区域を延長する。

理由書

都市計画道路 3・4・19号谷丁場遊正線は、東総広域農道と国道 126号及び都市計画道路 3・5・14号川口新川線を結ぶ南北の主要な骨格道路として機能し、隣接する工業団地へのアクセス道路としても重要な位置づけがされている。

銚子連絡道路（匝瑳市～旭市間）の延伸整備に伴い、工業団地などと銚子連絡道路を接続する道路として、都市計画道路 3・4・19号谷丁場遊正線の延伸整備を行うため、区域を延長する。

